（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「一般電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「㈢まで」を「㈦まで」に改める。

（小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令の一部改正）

第十四条　小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、同条第二項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十五条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第七号」を「同項第二号」に、「特定規模電気事業」を「小売電気事業」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。

第二十三条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第十六条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第十七条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十八号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

（発電用施設周辺地域整備法施行令の一部改正）

第十八条　発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第十五号」に、「一般電気事業者、同項第四号に規定する卸電気事業者、同項第八号に規定する特定規模電気事業者、同項第十二号に規定する卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

（電源開発促進税法施行令の一部改正）

第十九条　電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業、一般電気事業者」を「一般送配電事業、一般送配電事業者」に改める。

第二条中「一般電気事業者の販売電気で電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項又は第十一項（一般電気事業者の供給約款等）に規定する供給約款又は約款において」を「一般送配電事業者の販売電気で」に改め、「いるもの」の下に「のうち、当該販売電気の電力量を計量するための電力量計が設けられていないもの」を加える。

第三条第二号中「法第五条第二項」を「前条」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項第二号中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第三項第二号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第六条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第一号中「法第五条第二項」を「第二条」に、「同項」を「同条」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第二十条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「第二条第一項第一号又は第五号」を「第二条第一項第八号イ又はロ」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

一　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十六条第一項に規定する役務の提供

二　電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項に規定する役務の提供（平成三十三年三月三十一日までの間に限る。）

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第二十二条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第四号中「第二条第一項第九号に規定する電気事業」を「第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条中「法第二条第五項」を「商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項」に改める。

第十一条第一項第二号中「物品」の下に「又は電力」を加える。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第二十四条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「第二条第一項第十号の電気事業者（以下単に「電気事業者」という。）又は同項第十一号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者」を「第二条第一項第十五号の発電事業者」に、「「卸供給事業者」を「単に「発電事業者」に、「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改め、同表の五の項中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者」を「小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者」に改める。